平成２２年（フ）第４９１号
千葉県八街市上砂337番地２
破産者　株式会社カービューティープロ・イーエックス
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４９２号
千葉県山武市板中新田９番地４
破産者　百瀬　裕樹（旧姓林）
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２１４７１号
東京都足立区西綾瀬１丁目３－５－402
破産者　大久保　隆
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７７０号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字猪伏釜60番地の４
破産者　株式会社橋栄ホーム
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４１２号
愛知県半田市新居町１丁目17番地の６
破産者　古川工業株式会社
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４号
愛知県常滑市字千代11番地の10
破産者　共栄運輸有限会社
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５８号
愛知県豊田市高丘新町松本50番地
破産者　株式会社エンジニアリング中野
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７号
三重県尾鷲市中央町６番38号
破産者　内山　　卓
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第５２号
三重県尾鷲市早田町12番地
破産者　岩本　陽充
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第５５号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島33番地26
破産者　奥川　正喜
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第１５５９号
京都市中京区御幸町通竹屋町上る毘沙門町542番地
破産者　マミヤ都市開発株式会社
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１７号
神戸市中央区波止場町６番５号
破産者　株式会社清水倉庫
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６７号
神戸市中央区栄町通１丁目２番25号
破産者　株式会社海外旅行情報センター
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３４号
奈良市北之庄西町１丁目５番地の16
破産者　有限会社ファースト・ステップ
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９１号
東京都武蔵村山市三ツ藤３丁目５番地の５
破産者　株式会社ベストワン
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第２５６号
神奈川県小田原市浜町１丁目１番49号
破産者　アプトホーム株式会社
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１０５号
山梨県富士吉田市上吉田３丁目12番20号
破産者　有限会社エポー企画
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
山梨県富士吉田市上吉田３丁目12番20号
破産者　中村　　剛
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第３号
岐阜県恵那市三郷町佐々良木1499番地22、従前の住所岐阜県多治見市笠原町2455番地の127
破産者　木村　　忠
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２４号
広島市安佐南区東野３丁目６－９－502、住民票上の住所大津市中庄１丁目15番18号　クレストビル３Ｆ
破産者　吉井　高司
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０号
大津市本堅田６丁目14番１号
破産者　株式会社エーピーオー
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６１号
滋賀県守山市金森町640番地の51
破産者　久保田　修
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部